

特定非常利活動法人萌芽園 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人萌芽園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は広く一般市民に対し、特に若年層に対して、地域交流拠点の企画・運営に関する事業を行い、豊かな体験や多様な価値観に触れる機会の提供を通して社会参画の力を育み、自立して活躍出来る環境を整備することで社会全体の発展に寄与します。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 子どもの健全育成を図る活動
- 六 経済活動の活性化を図る活動
- 七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 八 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 特定非営利活動に係る事業
 - ① 親子カフェの運営事業
 - ② 子ども食堂の運営事業
 - ③ 子ども・若者の学習支援事業
 - ④ 子どもの居場所づくり事業
 - ⑤ 子育て世代を含む若年層の就労相談支援事業
 - ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 二 その他の事業
 - ① 親子カフェに付随する飲食店の運営事業
 - ② 就労相談支援事業に付随する職業紹介事業
 - ③ 子どもの居場所づくり事業に付随する児童遊戯場の運営事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 二 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代

表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めた者については、この限りではない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退会届の提出をしたとき。
- 二 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- 三 正当な理由なく会費を滞納したとき。
- 四 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この定款等に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- 一 理事3人以上
 - 二 監事1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

五 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局)

第19条 この法人に、事務局を設けることができる。

2 事務局長その他の職員を置く場合、代表理事がこれを任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

一 定款の変更

二 解散

三 合併

四 事業計画の変更

五 事業報告及び活動決算

六 役員の選任又は解任、職務及び報酬

七 事務局の組織及び運営

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- 二 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 三 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 46 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 日時及び場所

二 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

三 審議事項

四 議事の経過の概要及び議決の結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことに

より、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- 三 総会の決議があったものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 代表理事が必要と認めたとき。
- 二 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 三 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所

- 二 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - 三 審議事項
 - 四 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立の時の財産目録に記載された資産
- 二 会費
- 三 寄付金品
- 四 財産から生じる収益
- 五 事業に伴う収益
- 六 その他の収益

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

（事業計画）

第43条 この法人の事業計画は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- 一 目的
- 二 名称

- 三 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- 七 会議に関する事項
- 八 その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 九 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- 十 定款の変更に関する事項

（解散）

第 47 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 一 総会の決議
 - 二 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 三 正会員の欠亡
 - 四 合併
 - 五 破産手続き開始の決定
 - 六 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散（破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときは、総会において選任する場合を除き、理事がその清算人となる。

（残余財産の帰属）

第 48 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会で選定されたものに帰属する。

（合併）

第 49 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 50 条 この法人の公告は、この法人の掲示場及びこの法人のホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 51 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、設立総会において定める下記に掲げる者とする。

代表理事	大西 広記
副代表理事	相澤 美幸
理事	高谷 瞳
監事	後藤 恭子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | |
|-----------|----------|
| 一 正会員入会金 | 0 円 |
| 正会員会費 | 0 円 (年額) |
| 二 賛助会員入会金 | 0 円 |
| 賛助会員会費 | 0 円 (年額) |

要綱様式 1

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人萌芽園	
役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
代表理事	大西 広記		無
副代表理事	相澤 美幸		無
理事	高谷 瞳		無
監事	後藤 恭子		無

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3 分の 1 以下でなければなりません。
- 5 特定非営利活動促進法第 15 条の規定により、役員として理事 3 人以上、監事 1 人以上を置かなければなりません。また、定款に規定されている役員定数を遵守すること。
- 6 役員について、特定非営利活動促進法第 20 条に規定する「役員の欠格事由」に該当しないこと。また、特定非営利活動促進法第 21 条「役員の親族等の排除」の規定に違反しないこと。
- 7 監事は、理事又はその法人の職員を兼ねることはできません。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

これまで子ども食堂の運営を通じて、地域の子どもたちが他世代との交流を深め、健やかに成長するための支援を行い、子育て世帯の繋がりを作る機会を提供することで、地域社会の絆が強くなるよう活動を行ってきました。

法人設立後は、子どもに限らず、ひきこもりや障がい等のハードル等により、社会から孤立しがちな若者に対して、社会参画を支援することを目的として、地域交流拠点の企画・運営等の活動をしてまいります。

2 申請に至るまでの経過

・2023年8月 「平岸子ども食堂」をオープン。
その後、月に1回のペースで食堂を開催している

令和 7年 5月 1日

特定非営利活動法人萌芽園
設立代表者 住所又は居所

氏名 大西 広記

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人萌芽園

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①親子カフェ の運営事業	子育てに関する情報交換、 キッズスペース利用が可能 な飲食サービスの提供を行 う。	(A) 年12回(月に 1回開催) (B) 地域の市民セ ンター (C) 10人	(D) 周辺地域 の子育て 世帯 (E) 30人	100千円
②子ども食堂 の運営事業	食材の価格高騰により家 計が圧迫されている子育 て世帯に対して、無料で 食事の提供を行う。	(A) 年12回(月に 1回開催) (B) 地域の市民セ ンター (C) 10人	(D) 周辺地域 の就学児 童 (E) 10人	100千円
③子ども・若者 の学習支援 事業	家庭環境により、集中して 勉学に取り組めない就学 児童に対して、安心して 学習出来る機会の提供と 学習補助を行う。	(A) 年12回(月に 1回開催) (B) 地域の市民セ ンター (C) 10人	(D) 周辺地域 の就学児 童 (E) 10人	100千円

④子どもの居場所づくり事業	上記、子ども食堂開催に合わせてキッズスペースを確保し、ボランティア・近隣住民・同世代の子どもとの交流が可能な子どもたちの居場所を提供する。	(A) 年12回(月に1回開催) (B) 地域の市民センター (C) 10人	(D) 周辺地域の就学・未就学児童 (E) 10人	100千円
⑤子育て世代を含む若年層の就労相談支援事業	上記、親子カフェ開催に合わせて、子育てに適切な働き方・適職について相談対応を行う。	(A) 年12回(月に1回開催) (B) 地域の市民センター (C) 10人	(D) 周辺地域の就学・未就学児童の保護者 (E) 10人	100千円
⑥その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
①親子カフェに付随する飲食店の運営事業	実施予定なし		
②就労相談支援事業に付随する職業紹介事業	実施予定なし		
③子どもの居場所づくり事業に付随する児童遊戯場の運営事業	実施予定なし		

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人萌芽園

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 親子カフェ の運営事業	子育てに関する情報交換、 キッズスペース利用が可能な 飲食サービスの提供を行う。	(A) 年12回（月に 1回開催） (B) 地域の市民セ ンター (C) 10人	(D) 周辺地域 の子育て 世帯 (E) 30人	100千円
② 子ども食堂 の運営事業	食材の価格高騰により家 計が圧迫されている子育て 世帯に対して、無料で 食事の提供を行う。	(A) 年12回（月に 1回開催） (B) 地域の市民セ ンター (C) 10人	(D) 周辺地域 の就学児 童 (E) 10人	100千円
③ 子ども・若者 の学習支援 事業	家庭環境により、集中して 勉強に取り組めない就学 児童に対して、安心して 学習出来る機会の提供と 学習補助を行う。	(A) 年12回（月に 1回開催） (B) 地域の市民セ ンター (C) 10人	(D) 周辺地域 の就学児 童 (E) 10人	100千円

④子どもの居場所づくり事業	上記、子ども食堂開催に合わせてキッズスペースを確保し、ボランティア・近隣住民・同世代の子どもとの交流が可能な子どもたちの居場所を提供する。	(A) 年12回（月に1回開催） (B) 地域の市民センター (C) 10人	(D) 周辺地域の就学・未就学児童 (E) 10人	100千円
⑤子育て世代を含む若年層の就労相談支援事業	上記、親子カフェ開催に合わせて、子育てに適切な働き方・適職について相談対応を行う。	(A) 年12回（月に1回開催） (B) 地域の市民センター (C) 10人	(D) 周辺地域の就学・未就学児童の保護者 (E) 10人	100千円
⑥その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①親子カフェに付随する飲食店の運営事業	実施予定なし		
②就労相談支援事業に付随する職業紹介事業	実施予定なし		
③子どもの居場所づくり事業に付随する児童遊戯場の運営事業	実施予定なし		

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人萌芽園
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		
施設等受入評価益	0		
		500,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益	0		
		0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
会場賃借料	240,000		
諸謝金	50,000		
食材費	200,000		
事務消耗品	10,000		
支払利息			
その他経費計	500,000		
事業費計		500,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			500,000
当期経常増減額			0

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人萌芽園
(単位：円)

科目		金額	
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		-	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		-	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人萌芽園
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		
施設等受入評価益	0		
		500,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益	0		
		0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
会場賃借料	240,000		
諸謝金	50,000		
食材費	200,000		
事務消耗品	10,000		
支払利息			
その他経費計	500,000		
事業費計		500,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
減価償却費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			500,000
当期経常増減額			0

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人萌芽園
(単位：円)

科目	金額		
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		-	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		-	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。